

改正

平成22年3月31日告示第49号
平成24年7月11日告示第117号
平成25年6月10日告示第100号
平成25年9月30日告示第131号
平成26年7月22日告示第106号
平成27年8月31日告示第113号
平成30年3月8日告示第16号
平成31年3月22日告示第24号
令和2年12月10日告示第169号

荒尾市コミュニティ活動備品貸出等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティ活動の健全な発展を目的として実施するコミュニティ活動備品（以下「備品」という。）の貸出し（大判プリンタの使用を含む。以下「貸出し等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(備品の貸出し等の内容)

第2条 備品は、地域のコミュニティ活動の一環として行われるイベント等で使用できるように無料で貸し出すもので、市長が管理する。ただし、備品の使用に際し必要な電池等の消耗品に係る費用は、使用者の負担とする。

2 大判プリンタの使用については、庁舎内において担当職員の管理下で行うものとし、日本産業規格A1判1枚につき500円及びA2判1枚につき250円の実費を徴収する。

(対象者)

第3条 備品の貸出し等の対象者は、市内を拠点として地域的な共同活動を行っている自治会、非営利団体等の団体で、市長が適当と認めるものとする。

(申請方法)

第4条 備品の貸出しを希望する団体は、荒尾市コミュニティ活動備品使用申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 備品の使用申請は、当該団体が備品の貸出しを受けようとする日の3月前から受け付ける。

3 大判プリンタの使用については、第1項の規定による申請を要しないものとする。

(貸出し等の制限)

第5条 市長は、備品の貸出し等が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出し等を承認しないことができる。

- (1) その使用目的が不適切であるとき。
- (2) 備品に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他備品の管理上支障があるとき。

(決定通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、備品の貸出しが適当と認めるときは、荒尾市コミュニティ活動備品使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により申請団体にその旨を通知するものとする。

(備品の貸出し)

第7条 前条の規定により備品の使用許可を得た団体(以下「使用団体」という。)は、貸出日当日に許可書を提示し、当該備品を借り入れるものとする。

(貸出期間)

第8条 備品の貸出期間は、原則として5日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(貸出条件)

第9条 使用団体は、次に掲げる要件を厳守しなければならない。

- (1) 備品の使用を市内での活動に限定すること。
- (2) 備品の借入れ及び返却に伴う運搬を行うこと。
- (3) 備品を借り入れてから返却するまでの間に、当該備品の故障、破損等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
- (4) 備品の故障等の有無を確認し、原状に回復した上で返却すること。
- (5) 借り入れた備品を第三者に転貸しないこと。

(損害賠償)

第10条 使用団体は、備品を破損し、又は滅失した場合、その損害を全て賠償しなければならない。

(事務局)

第11条 事務局は、市民環境部くらしいきいき課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第49号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日告示第117号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年6月10日告示第100号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日告示第131号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年7月22日告示第106号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年8月31日告示第113号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月8日告示第16号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第24号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月10日告示第169号）

この告示は、告示の日から施行する。